

一般社団法人日本遊戯療法学会

選挙規則

制定：2018年6月23日

改正：2022年7月16日

第1条（適用の範囲）定款第15条に規定する評議員選出、第27条に規定する理事及び監事の選出は、定款の定めるところによるほか、この規則によって行う。

第2条（選挙の執行）

前条の選挙中、選挙の執行者は理事長とする。

第3条（選挙の管理）

評議員、理事および監事の候補者の選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第4条（選挙管理委員会の任務）当会評議員選挙、理事および監事選挙を公正に執行管理するために、選挙管理委員会を置く。

第5条（選挙管理委員会）選挙管理委員会は、理事長が社員総会の承認を得て委嘱する委員3名をもって組織する。

1. 委員の任期は、社員総会での役員選任及び就任承諾確認までの期間とする。ただし補欠によって就した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 選挙管理委員会に委員長1名を置く。
3. 委員長は、委員の互選による。
4. 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を総理する。
5. 選挙管理委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
6. 選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
7. 委員がこの規則による選挙の候補者となったときは、選挙の決定まで委員の資格を停止し、当選決定の場合は委員の資格を失う。ただし、委員が候補者を辞退した場合はこの限りでない。
8. 前項の場合、理事長が委員会の運営上支障があると認めるときは、停止した委員の数以内の人数を1項の定めによらずに社員総会の承認を経て、正会員の中から期間を定めて臨時に委員を委嘱することができる。

第6条（選出の方法）評議員の選挙は、正会員（以降、有権者）の投票によって行う。評議員は立候補および推薦によるものとし、有権者は候補者から5名連記で投票する。立候補者、推薦人および被推薦人は正会員3年以上とする。なお推薦する際は本人の了解を得てから行うものとする。

2. 理事および監事の選出は、評議員の投票によって行う。理事の投票は、所定の投票用紙により1名が5名連記、監事の投票は所定の投票用紙により1名が1名無記名投票する。
3. 選挙管理委員会は、通常選挙にあつては退任する役員の任期満了までに、選挙期日と選挙方法を定め、これを有権者に通知しなければならない。

4. 前項の選挙管理委員会で定める選挙方法は、所定の投票用紙の郵送による投票によるものでなければならない。

第7条（投票の効力）投票の効力は、選挙管理委員会が決定する。この決定に当たっては、第2項、第3項の規定に該当しない限りにおいて、投票者の意志が明白であれば、その投票を有効としなければならない。

2. 次の各号に該当するものは無効とする。

(1) 第6条第4項の規定に違反するもの

(2) 選挙期日後に到着したもの（開票に到着し、選挙期日までの消印のあるものは有効とする）

(3) 投票用紙に選出しようとする者の氏名を自ら記載したとは認められないもの

(4) 何人を記載したかを確認できないもの。

(5) 所定の員数を越えて記載した投票は、その全部を無効とする。連記投票に記載した氏名のうちの一部が、何人を記載したかを確認できないときは、その部分のみを無効とする。連記投票に同一の氏名を重複して記載したものは、1個の記載とみなす。

第8条（当選者の決定）有効投票の得票数の多い順位によって、評議員定数上限30名において評議員当選者を定める。得票数が同一の場合は、選挙管理委員会が抽選でその順位を決める。

2. 理事を選ぶための選挙は、得票数の多い順から6名を選出するものとする。なお、得票数が同数で6名が決しない場合は、下位得票者の再投票を行い、得票数の多い者を当選者とする。この投票は、当選者が決まるまで繰り返すものとする。

3. 6名の理事と理事長が指名した1名の計7名によって理事会が構成され、社員総会の承認を得るものとする。

4. 監事を選ぶための選挙は、得票数の多い順から2名を選出するものとする。ただし、理事に当選したものは除外する。

5. 以上の規定にかかわらず、理事長は年次大会開催の責任者を、期間を限って評議員に推薦することができる。被推薦者は、社員総会の承認を経て、一年間評議員として活動する。

6. 当選者の決定は、選挙管理委員会によって速やかに会誌等に公告されなければならない。

第9条（当選の無効）当選者が選任されるまでの間に、被選挙者の資格を欠くに至った場合、当選は無効とし、評議員にあつては次点者をもって充てる。理事、監事はいずれも次点者をもって充てる。

2. 有権者である会員は、選挙がこの規則に違反して行われたことを理由に当選者の決定に異議のある場合は、当選者の決定後2ヶ月以内に選挙管理委員会に文書をもって異議の申し立てをすることができる。選挙管理委員会によって、それが選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある認められたとき、選挙の全部または一部の無効が決定される。

3. 前項の規定による当選の無効の決定があつたときには、前条6項の規定を準用する。

第10条（記録の保存）選挙管理委員会は、投票の記録を作成し、全投票とともにこれを当該選挙にかかわる役員の在任期間中保存しなければならない。

第11条（規則の変更）この規則の変更は社員総会の3分の2以上の議決によって行う。

附 則

本規則は、2019年5月7日より施行する。

本規則は、2022年7月16日より施行する。